

兵ト発第 70 号

公告第 528 号

## 公 告

兵庫トヨタ自動車健康保険組合規約の一部変更について、平成30年2月16日認可申請中のところ、平成30年2月19日付で認可を受けたので公告する。

### 変更内容

組合規約第44条（保険料及び調整保険料の負担割合）

「保険料額及び調整保険料額の95分の49.81は事業主、95分の45.19は被保険者において負担する」を「保険料額及び調整保険料額の100分の52.26は事業主、100分の47.74は被保険者において負担する」に変更する。

尚、この規約は平成30年3月1日から施行する。

平成30年 2月20日

兵庫トヨタ自動車健康保険組合

理 事 長 瀧 川 博 司